平成２５年（フ）第７６０号
東京都中野区江古田４丁目20―26―202
債務者　山下　龍男
1　決定年月日時　平成25年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月９日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月９日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７６６号
東京都杉並区南荻窪１丁目40―３―102
債務者　矢嶋裕一郎
1　決定年月日時　平成25年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月９日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月９日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８０１号
東京都中野区白鷺１丁目15―５―105
債務者　橘　多鶴子
1　決定年月日時　平成25年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月９日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月９日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８０４号
東京都八王子市堀之内270―201
債務者　堀　　麻子
1　決定年月日時　平成25年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月９日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月９日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８７２号
東京都葛飾区亀有２丁目66―13―103
債務者　高津戸三代夫
1　決定年月日時　平成25年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月９日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月９日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７３号
横浜市南区中里３丁目８番26号　ワコーレ弘明寺101号
債務者　山下　久子
1　決定年月日時　平成25年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月９日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月10日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第８１号
横浜市都筑区勝田町266番地１　市営勝田団地31棟108号室
債務者　土屋　晴志
1　決定年月日時　平成25年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月９日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月10日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１０号
北海道帯広市西４条南24丁目15番地１
債務者　竹内　寿幸
1　決定年月日時　平成25年２月１日午前９時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月11日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月18日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２４年（フ）第１５５２８号
東京都葛飾区東立石２丁目１―７―302
債務者　吉野　直道
1　決定年月日時　平成25年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月11日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月11日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８６２号
東京都目黒区鷹番２丁目19―８―102
債務者　中島　孝志
1　決定年月日時　平成25年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月16日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月16日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１４１９号
東京都調布市染地３丁目３番地１都営染地２―301
債務者　櫻井　雅弘
1　決定年月日時　平成25年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月17日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月17日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第７号
千葉県柏市高柳1428番地14　横内方
債務者　宮本　芳美
1　決定年月日時　平成25年１月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月17日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月18日午前11時30分
熊本地方裁判所天草支部

平成２５年（フ）第８号
熊本県天草郡苓北町上津深江4350番地
債務者　濵田　晃多（旧姓宮本）
1　決定年月日時　平成25年１月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月17日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月18日午前11時30分
熊本地方裁判所天草支部

平成２５年（フ）第３３号
静岡市清水区追分２丁目18番８号　ラフォーレプラザＫ１―Ｄ号室、旧住所静岡市清水区西大曲町９番12号
債務者　市川　景介
1　決定年月日時　平成25年２月１日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月18日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月17日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

破産手続廃止

平成２４年（フ）第２８０号
埼玉県鴻巣市天神５丁目３番14号
破産者　株式会社サポートアンドサービス
1　決定年月日　平成25年１月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１３９６号
さいたま市大宮区仲町２丁目42番地
破産者　有限会社ＹＩＨＯＯ
1　決定年月日　平成25年１月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係